

## 横浜市設計・施工一括発注方式に関する取扱要綱

制定 令和3年8月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市（医療局病院経営本部を除く。以下同じ。）が発注する工事において、設計及び施工を一括して同一の請負人に発注する方式（以下「設計・施工一括発注方式」という。）を実施するにあたり、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（平成6年4月施行）（以下「入札取扱要綱」という。）等の特例として、必要な事項を定めるものとする。

### (市内中小企業者への配慮)

第2条 設計・施工一括発注方式の実施にあたっては、横浜市中企業振興基本条例（平成22年3月条例第9号）第7条第2号に基づき、関連する工事等において市内中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

### (対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式を適用できる工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価落札方式を採用する大規模工事であって、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 目的物の施工にあたり、事業者それぞれが高度又は特殊な技術力を有し、その技術力によって施工方法等が異なるため、本市が標準的な設計を定めることができないもの。
- (2) 早急に工事を完成させなければ市民生活又は本市の重要な施策の進捗等に支障を及ぼす恐れがあると認められ、設計と施工を一体で発注することにより、他のあらゆる発注方式より効率的・経済的に施工が可能と認められるもの。
- (3) 前2号のほか、市長が特に設計と施工を一体で発注する必要があると認めたもの。

### (発注方式の決定)

第4条 設計・施工一括発注方式で発注を行うことについては、工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会の議を経て決定する。

### (入札参加資格)

第5条 市長は、入札取扱要綱第18条に規定する入札参加資格に加えて、次の各号に掲げる事項を入札参加資格として設定することができる。

- (1) 市長が当該工事に関する発注補助業務を委託した場合においては、次に掲げる者でないこと。
  - ア 発注補助業務の受託者（以下「受託者」という。）。イ 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - ウ 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (2) 設計に関する入札参加資格で、次に掲げる事項
  - ア 技術者の配置に関すること。

- イ 同種設計の実績に関する事。
- ウ 共同企業体に関する事。
- エ 設計の再委託に関する事。
- オ その他設計に関して市長が特に必要と認める事。

2 前項第2号エを入札参加資格として設定する場合における、設計の受託予定者の要件は次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でない事。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない事。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者である事（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- (4) 入札公告及び入札説明書で示す日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者である事。
- (5) 前項第1号に掲げる事。
- (6) その他市長が特に必要と認める事。

（落札者の制限）

第6条 落札者の制限について、指名停止等措置要綱第9条第1項中「開札後」とあるのは「入札締切後」と読み替える。

（予定価格の公表）

第7条 予定価格は、横浜市工事請負契約に係る予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の公表要綱（平成16年4月制定）第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、入札執行前に公表するものとする。

（調査基準価格の設定等）

第8条 調査基準価格は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（平成16年4月制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第2条第2号に基づき算出した額とする。

2 低入札価格取扱要綱第3条第2項の規定は適用しないものとする。

（適用除外）

第9条 工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（平成23年4月制定）は適用しないものとする。

(契約事務受任者が権限を有する契約)

第 10 条 横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）の規定により契約の締結に関する事務を委任された者（以下「契約事務受任者」という。）が権限を有する契約にあつては、第 5 条中「市長」とあるのは「契約事務受任者」と読み替えて適用するものとする。

(水道事業管理者及び交通事業管理者が権限を有する契約)

第 11 条 水道事業管理者の権限に属する契約にあつては、この要綱中「横浜市工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会」とあるのは「横浜市水道局工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会要綱」と、「市長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えて適用するものとする。

2 交通事業管理者の権限に属する契約にあつては、この要綱中「横浜市工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会」とあるのは「横浜市交通局工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会要綱」と、「市長」とあるのは「交通事業管理者」と読み替えて適用するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

2 第 3 条に掲げる対象工事の要件については、今後の社会状況等に合わせ、適宜見直しを行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に設計・施工一括発注方式の実施について別に定めたもの及び決裁を受けたものについては、この要綱は適用しない。